

新型コロナ・ウイルスによるパンデミック下での学外調査研究活動のガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

- (1) 本ガイドラインは、新型コロナ・ウイルスによるパンデミック下において、九州大学の行動指針に基づき、共創学部生が学外での調査研究活動を実施する際に遵守すべき基準と手順を定めることを目的とする。
- (2) 本ガイドラインが対象とする「学外調査研究活動」は、共創学部での正課の教育・研究活動に関わる、とりわけディグリー・プロジェクトの遂行に不可欠な、自然環境下や街中、図書館や資料館などでの、野外調査、フィールド調査、インタビュー調査、文献資料調査、参与観察などの活動全てを含むものとする。
- (3) 新型コロナ・ウイルスの感染動向の変化に応じて、本ガイドラインは見直すものとする。

2. 学外調査研究活動実施の可否について

- (1) 学外調査研究活動を実施予定の地域に、国や当該自治体が定める「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出された場合、もしくは学外調査研究活動予定地域の自治体が高地域からの訪問の自粛を公式に要請している場合は、活動を中止、または延期する。
- (2) 九州大学の所在地や学生の居住地の自治体に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出された場合や、上記の自治体が高地域への訪問の自粛を公式に要請している場合、もしくは上記の自治体が高地域からの訪問の自粛を公式に要請されている地域に該当する場合は、活動を中止、または延期する。
- (3) 学外調査研究活動の中止、または延期に該当しない場合でも、活動の実施にあたっては事前に現地の関係者や受け入れ機関などに訪問の可否を必ず確認する。現地の意向を十分に尊重して、受け入れを無理強いすることのないよう配慮する。受け入れが許可された場合も現地の自治体や機関が定める行動規範を厳守し、コロナ感染拡大防止に最大限留意する。特に、離島や山間部など医療体制が脆弱な地域での活動にあたっては、万が一にもウイルスを持ち込まないよう特に対策を徹底する。
- (4) 活動の可否は学生からの申請を受け、教務委員会で審査の上、学部長が判断する。

3. 学外調査研究活動実施のための事前対応

- (1) 学生は、事前に主指導教員などで行先、行程、具体的な活動の内容などを十分に話し合い、活動の内容に応じて「教育に係る学生野外活動事前届」、あるいは「教育における学外研究活動事前届」を指導教員等の許可のもと、活動実施の1ヶ月前までに共創学部事務室に提出する。可能な限り学生単独ではなく、教員が随行する形で活動をおこなうことを推奨する。また、教員の出張に学生が同行する場合には、上記事前届の提出に併せて意志確認書を提出する。
- (2) 事前届は、活動毎に毎回提出する。
- (3) 学研災や、野外・学外活動の内容・フィールドに応じた保険に必ず加入する。
- (4) 活動計画の策定にあたっては、1つの活動の前後に別の地域での活動を入れず、大学または居住地と現地とをダイレクトに往復するよう徹底する。往復の移動経路の選定にあたっては、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている地域を可能な

限り経由しないよう留意する。また、現地で接触する人数を可能な限り減らすことを心がける。特にインタビュー調査や参与観察など対人・社会関係の調査研究においては被験者を可能な限り絞込みとともに、必ず事前に被験者の許可を得る。

- (5) 日頃から健康管理を実践し、特に活動開始の10日前からは可能な限り、人との接触を避け、毎日の体温の測定と健康状態チェックを実施する。万一、開始前に発熱や風邪症状等体調不良が自覚された場合は活動を中止、または延期する。
- (6) 事前のPCR検査の受診を推奨する。特に離島や山間部など医療体制が脆弱な地域での活動にあたっては積極的な受診を心掛ける。
- (7) 可能であれば事前のワクチン接種を推奨する。

4. 学外調査研究活動実施期間中の対応

- (1) 活動時のマスク着用、三密の回避、社会的距離の保持、手指消毒、室内や車内での換気等を徹底する。
- (2) 移動については、調査研究実施場所と宿泊地とを可能な限りダイレクトに往復するよう留意する。
- (3) 大人数での飲食は禁止する。また、大声での会話をしないよう留意する。
- (4) 毎日の健康管理を徹底し、可能な限り毎日の体温の測定と健康状態チェックを実施する。発熱や体調不良を感じた場合は、直ちに宿泊施設や現地の保健所等に届出て指示を仰ぐとともに、指導教員と共創学部事務室、および現地の関係者や受け入機関に知らせる。
- (5) 万一、感染が判明した場合は現地保健所等の指示に従って行動する。指導教員や共創学部事務室、現地の関係者や受け入れ機関にも周知する。

5. 学外調査研究活動終了後の対応

- (1) 活動を終えてから10日間を目途に、他者との直接的な接触を可能な限り控え、接触する場合にはマスク着用などの感染拡大防止策を講じる。毎日の健康管理を徹底し、可能な限り毎日の体温の測定と健康状態チェックを実施する。発熱や体調不良を感じた場合は、直ちに最寄りの保健所等に届出て指示を仰ぐとともに、指導教員と共創学部事務室、および活動を実施した現地の関係者や受け入機関に知らせる。
- (2) 万一、感染が判明した場合は保健所等の指示に従って行動する。指導教員や共創学部事務室、現地の関係者や受け入れ機関にも周知する。